

第2回 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会 会 議 次 第

日 時：平成16年2月26日(木) 午後3時30分

場 所：白 河 関 の 里

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状の交付

4 白河市、表郷村、大信村の現況について

5 人口推計について

6 市町村合併に関する国及び福島県の支援措置について

7 議 事

(1) 報告事項

報告第5号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会活動状況について

報告第6号 平成15年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算予備費充用
について

報告第7号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会専門部会設置要綱について

報告第8号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会分科会設置要綱について

(2) 協議事項

協議第4号 事務事業調整方針(案)について

協議第5号 新市将来構想策定方針(案)について

協議第6号 住民意識調査の実施について

協議第7号 第3回協議会の開催日程について

(3) その他

8 閉 会

第2回

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会

説明資料

- 4 白河市、表郷村、大信村の現況について
別冊資料：白河市・表郷村・大信村基礎データ表
- 5 人口推計について
別冊資料：白河市・表郷村・大信村将来人口推計（第1次推計）
- 6 市町村合併に関する国及び福島県の支援措置について

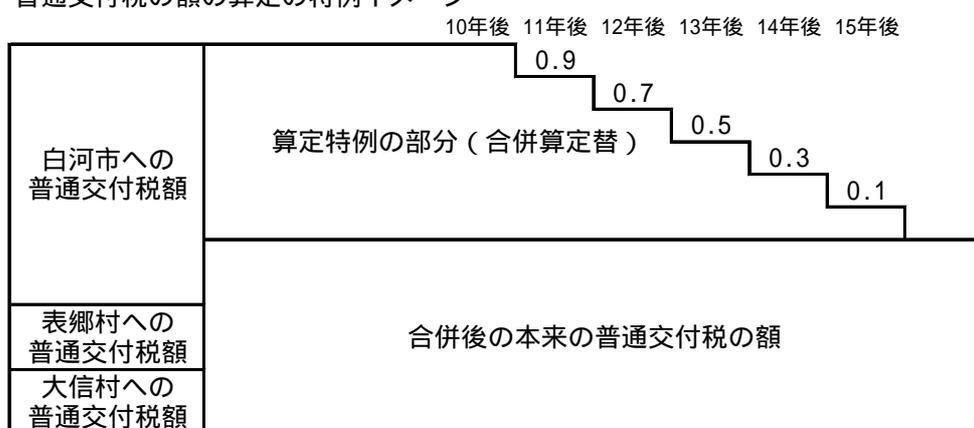
市町村合併に関する国及び福島県の支援措置について

国の財政措置等による支援（市町村合併支援プラン）

1 普通交付税の算定の特例

合併後10カ年度は合併しなかった場合の普通交付税額を全額保障する。その後5カ年度は激変緩和措置による特例となる。

普通交付税の額の算定の特例イメージ



2 普通交付税（合併補正）による包括的財政措置

合併直後に必要となる臨時的経費について、5カ年度にわたり普通交付税の基準財政需要額に算入する。

普通交付税算入額 約5億円（5年間の合計額）

合併補正による算入額を算式で表すと次のとおり

$$(1 \text{ 億円} + 5 \text{ 千円} \times \text{合併後人口}) \times (1 + (\text{合併関係市町村数} - 2) \div 4)$$

固定経費	合併後人口に応じた経費	合併関係市町村数補正
------	-------------	------------

ただし、5年間で30億円を上限とする。

3 合併特例債による財政措置

合併後10カ年度にわたり、特例債を充当する。

まちづくりのための建設事業に対する財政措置

市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に合併特例債を充当（95%）し、元利償還金の70%を普通交付税措置

標準全体事業費 約178.2億円（合併後10カ年度の事業の合算額）

起債可能額 約169.3億円（標準全体事業費の95%）

普通交付税算入額 約 118.5 億円 (起債可能額の 70%)

標準全体事業費の算式は次のとおり

$$180 \text{ 億円} \times (\text{合併後人口} \div 10 \text{ 万人} \times a + b) \times (\text{増加人数} \div 1 \text{ 万人} \times c + d) \\ \times (2 - 2 \div \text{合併関係市町村数})$$

a、b、c、dは次の数値による。

合併後人口数による区分	aの数値	bの数値
30,000人以下	1.000	0.200
30,001人以上 100,000人以下	0.714	0.286
100,001人以上	0.000	1.000

増加人口数による区分	cの数値	dの数値
10,000人以下	0.333	0.667
10,001人以上 50,000人以下	0.167	0.833
50,001人以上 100,000人以下	0.083	1.250
100,001人以上 200,000人以下	0.042	1.667
200,001人以上 400,000人以下	0.021	2.083
400,001人以上	0.000	2.917

基金造成に対する財政措置

旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のために使う基金造成に対し、合併特例債を充当(95%)し、元利償還金の70%を普通交付税措置

標準基金規模 約 13.2 億円

標準基金規模の上限 約 19.8 億円 (標準基金規模 × 1.5 が上限の目安)

起債可能額 約 18.8 億円 (標準基金規模の上限の 95%)

普通交付税算入額 約 13.2 億円 (起債可能額の 70%)

標準基金規模の算式は次のとおり

$$3 \text{ 億円} \times \text{合併関係市町村数} + 1 \text{ 万円} \times \text{増加人口} + 5 \text{ 千円} \times \text{合併後人口}$$

ただし、標準基金規模は 40 億円を上限とする。

4 特別交付税による包括的財政措置

合併に伴う新たなまちづくり、公共料金格差是正、公債費負担格差是正、土地開発公社の経営健全化等に要する経費について、3ヵ年度にわたり特別交付税措置を講じる。

特別交付税措置額 約 5.6 億円

算定方法は次のとおり

$$(4 \text{ 億円} + 4 \text{ 千円} \times \text{増加人口}) \times \text{補正係数}$$

1年目：5割、2年目：3割、3年目：2割が措置される。

増加人口÷合併後人口	補正係数
20%未満	1
20%以上40%未満	1.25
40%以上	1.5

5 合併市町村補助金

市町村建設計画に基づく事業に対し合併関係市町村の人口に応じ、3ヵ年度にわたり補助金を交付する。

補助金額 約3億円

<単位：百万円>

関係市町村人口	補助金交付上限額 (3ヶ年合計)
5,000人以下	60
5,001人以上 10,000人以下	90
10,001人以上 50,000人以下	150
50,001人以上 100,000人以下	210
100,001人以上	300

参考

人口：国勢調査人口（平成12年10月1日現在）

白河市：47,685人

合併後人口：60,035人

表郷村：7,464人

増加人口：12,350人

大信村：4,886人

県の財政措置による支援

1 福島県合併市町村支援交付金

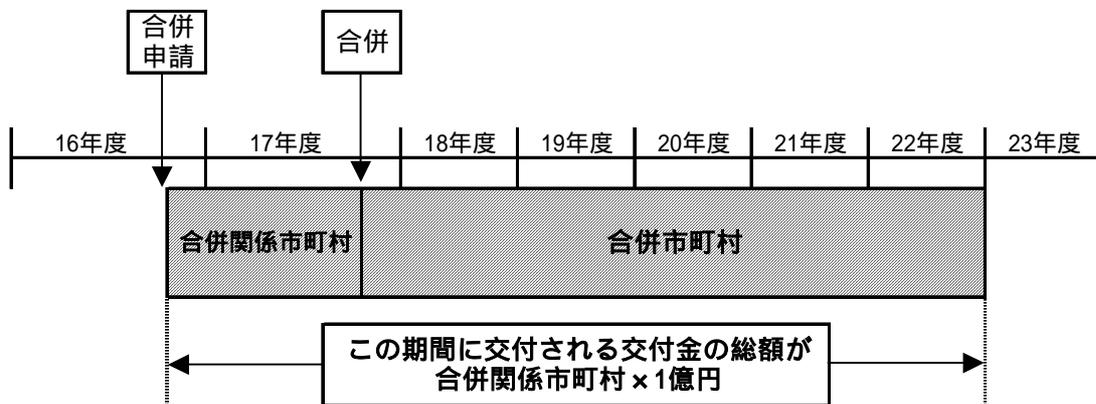
合併した年度及びこれに続く5ヵ年度にわたり合併関係市町村数×1億円を限度として交付する。交付対象事業は次のとおりとする。

合併市町村の一体性の確保

合併市町村の均衡ある発展

旧市町村単位での地域の振興
 広域的・効率的行政サービスの提供
 交付金額 約3億円

平成17年3月31日までに合併申請を行い平成18年3月31日までに合併した場合の交付期間及び交付金限度額



3市村が合併した場合に受ける概算支援措置一覧

支援措置（概算）

<単位：億円>

構成市町村			白河市・表郷村・大信村
合併 特例 債	建設事業に対する措置	全体事業費	178.2
		借入限度額	169.3
		交付税算入額	(a) 118.5
	基金造成に対する措置	全体事業費	19.8
		借入限度額	18.8
		交付税算入額	(b) 13.2
普通交付税（合併補正）による措置			(c) 5
特別交付税措置			(d) 5.6
市町村合併補助金			(e) 3
福島県合併市町村支援交付金			(f) 3
国・県の支援額の計（(a)～(f)の合計額）			148.3

ただし、普通交付税の算定特例については金額の変動が予想されるので含めていません。

第2回

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会

報告事項

- 報告第5号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会活動状況について
- 報告第6号 平成15年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算予備費充用について
- 報告第7号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会専門部会設置要綱について
- 報告第8号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会分科会設置要綱について

報告第5号

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会活動状況について

平成16年1月24日から平成16年2月26日までの、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会に関する活動状況について次のとおり報告します。

期 日	項 目	会 場
1月26日(月)	3市村長に対するヒアリング	3市村庁舎
2月5日(木) ~6日(金)	事務事業現況調査調書作成に伴うWebシステム入力説明会	表郷村役場 大信村役場
2月6日(金)	任意合併協議会ホームページ開設	
2月9日(月) ~10日(火)	事務事業現況調査調書作成に伴うWebシステム入力説明会	白河市役所
2月9日(月)	新市将来構想策定に係る合併担当者ヒアリング・実態観察調査	表郷村
2月10日(火)	新市将来構想策定に係る合併担当者ヒアリング・実態観察調査	大信村
2月13日(金)	新市将来構想策定に係る合併担当者ヒアリング・実態観察調査	白河市
2月18日(水)	第1回将来構想検討部会	任意協議会 事務局会議室
2月18日(木)	協議会だより(創刊号)の発行	
2月20日(金)	第1回幹事会	任意協議会 事務局会議室
2月26日(木)	第2回協議会	白河関の里

報告第6号

平成15年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算予備費充用について

平成15年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算の予備費を次のとおり充用しましたので、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会財務規程第7条の規定により報告します。

予備費充用額	23,000円	充 用 日	平成16年2月19日
予 備 費 現 額	250,000円	予備費充用後額	227,000円
予備費充用先	款 1 協議会費 項 1 協議会費 目 1 協議会費 節 4 共済費	充用前予算現額	0円
		充用後予算現額	23,000円
不 足 理 由	臨時職員の労働保険料及び社会保険料の納付のため		

報告第7号

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会専門部会設置要綱

(設置)

第1条 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会幹事会規程第7条第1項の規定に基づき白河市・表郷村・大信村任意合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)に、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第2条各号に掲げる事項について、専門的に協議し、又は調整する。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる部会及び構成員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置き、構成員のうちから互選する。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 2名

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する専門部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会に必要に応じて分科会を置くことができる。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、協議会の事務局において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は別に定める。

附 則
この要綱は、平成16年2月16日から施行する。

別表

専門部会名	構 成 員		
	白河市	表郷村	大信村
総務部会	総務部長 秘書室長 総務課長 財政課長 税務課長 会計課長	総務課長 税務課長 出納室長	総務課長 税務課長 出納室長
企画部会	総務部長 企画情報課長	総務課長 企画調整課長	総務課長 企画情報課長
住民生活部会	市民部長 市民課長 生活環境課長	総務課長 住民生活課長	住民生活課長
保健福祉部会	保健福祉部長 社会課長 保険福祉課長 健康増進課長	健康福祉課長 住民生活課長	健康福祉課長
産業経済部会	経済部長 商工観光課長 農政課長 農林土木課長 農業委員会事務局長	農林商工課長 水道課長	農村振興課長 建設課長 農業委員会事務局長
建設部会	建設部長 専門工事検査室 水道事業所長 管理課長 建設課長 都市計画課長 下水道課長 業務課長 施設課長	建設課長 水道課長	建設課長 国土調査室長
教育部会	教育次長 庶務課長 学校教育課長 生涯学習課長 文化課長 スポーツ健康課長	学校教育課長 生涯学習課長	学校教育課長 生涯学習課長
議会・選挙・監査部会	議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長	議会事務局長 選挙管理委員会書記長	議会事務局長 選挙管理委員会書記長
将来構想検討部会	総務部長 企画情報課長 財政課長	総務課長 企画調整課長	総務課長 企画情報課長

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会分科会設置要綱

(設置)

第1条 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会専門部会設置要綱第7条の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)に白河市・表郷村・大信村任意合併協議会分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、専門部会の部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、合併に関する事務事業について専門的に協議し、又は調整する。

(組織)

第3条 分科会は、別表のとおりとし、各専門部会の関係所管課等に所属する職員をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置き、構成員のうちから互選する。

(1) リーダー 1名

(2) サブリーダー 2名

(役員の職務)

第5条 リーダーは、分科会を代表し、会務を総理する。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会は、部会長の要請により、又はリーダーが必要に応じて随時開催するものとする。

2 リーダーは、会議の議長となる。

3 リーダーは、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 リーダーは、分科会の協議経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、リーダーが属する市村の担当課等において行う。

(その他)

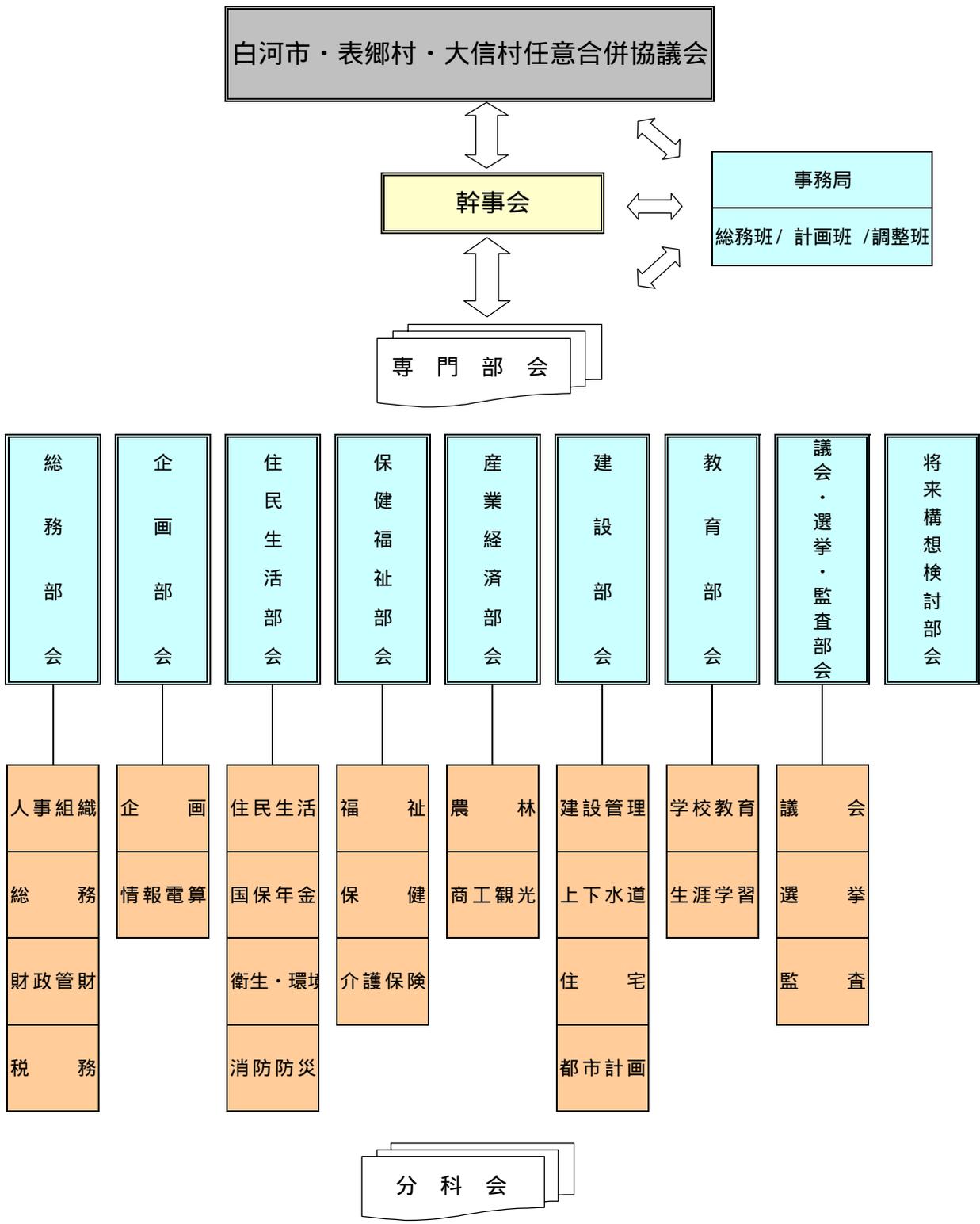
第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は別に定める。

附 則
この要綱は、平成16年2月16日から施行する。

別表

専門部会名	分科会名
総務部会	人事組織分科会 総務分科会 財政管財分科会 税務分科会
企画部会	企画分科会 情報電算分科会
住民生活部会	住民生活分科会 国保年金分科会 環境・衛生分科会 消防防災分科会
保健福祉部会	福祉分科会 保健分科会 介護保険分科会
産業経済部会	農林分科会 商工観光分科会
建設部会	建設管理分科会 上下水道分科会 住宅分科会 都市計画分科会
教育部会	学校教育分科会 生涯学習分科会
議会・選挙・監査部会	議会分科会 選挙分科会 監査分科会

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会組織図



第2回

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会

協議事項

- 協議第4号 事務事業調整方針(案)について
- 協議第5号 新市将来構想策定方針(案)について
- 協議第6号 住民意識調査の実施について
- 協議第7号 第3回協議会の開催日程について

協議第4号

事務事業調整方針（案）について

1. 基本的な考え方

白河市、表郷村、大信村のそれぞれの市村においては、各種の事務事業が日々行われています。これらの事務事業は、全国的な規範のもとに行われているものばかりではなく、それぞれの地域の歴史や風土、慣習などに根ざした市村独自の事業も数多く行われています。

そのために、市村に共通する事務事業においても、その行政サービスや負担水準に違いが見られます。

事務事業の調整は、これら一つひとつの事業について、現在の状況を踏まえつつ、新市において当面どのような事業を行っていくかを明らかにするとともに、行政サービスの向上と住民負担の均衡を原理原則として、事務事業の調整を図るものです。

2. 基本的な調整方針

(1) 一体性確保の原則

住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努めます。

今後、新市に移行する際に最も注意しなければならないことは、住民の生活に支障を及ぼさないようにすることです。住民生活に密接に関係する証明書の発行や各種の申請手続き、保健・福祉サービスなどの事項について混乱をきたすことのないよう一体性の確保に努めます。

(2) 住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努めます。

現在、それぞれの市村で行われている各種の行政サービスについて、現行のサービス水準を低下させることがないよう調整を図るとともに、住民福祉の向上に努めます。

(3) 負担公平の原則

負担公平の原則に立って、行政格差を生じることのないように努めます。

住民税などの地方税や手数料、使用料など住民が直接負担する事項については、その税率や料金について負担公平の原則の下で、住民に不公平感を抱かせないように配慮しながら調整に努めます。

(4) 健全な財政運営の原則

新市においては、健全な財政運営に努めます。

多様化、高度化する行政需要に的確に対応しながら、新市における各

種の施策や事業が将来にわたって円滑に実施できるよう財源の安定確保に努めるとともに、健全な収支のバランスが保てる財政運営を目指します。

(5) 行政改革推進の原則

行政改革の観点から事務事業の見直しに努めます。

効率性、効果性を重視した行政組織への再編成を目指すとともに、今後の自治体に求められるサービスを考慮した事務事業の見直しに努めます。

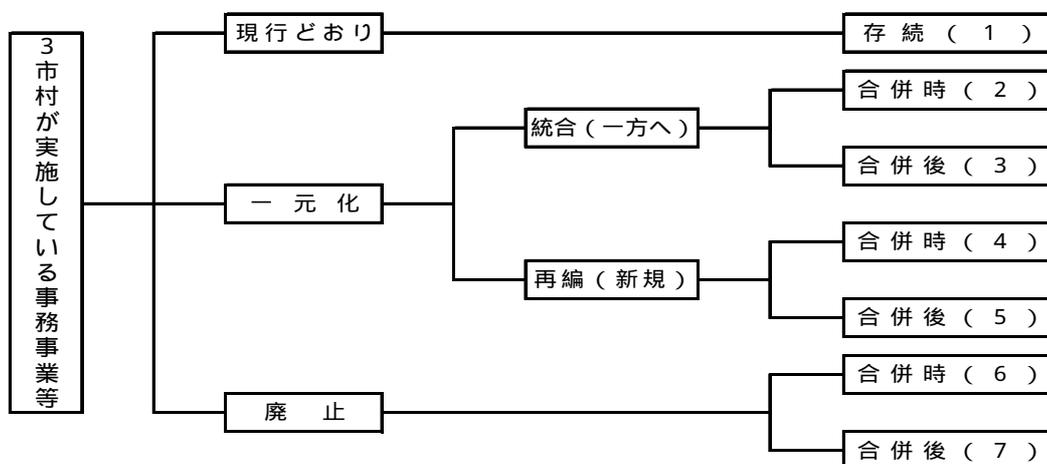
(6) 適正規模準拠の原則

新市の規模に見合った事務事業の見直しに努めます。

新市の人口や面積にふさわしい各種事務事業の規模について、類似都市の状況などを考慮しながら既存の事業内容を見直し、適正な規模となるよう調整します。

3. 調整すべき事務事業の分類

事務事業については、おおむね次のとおり体系的に分類し、調整することとします。



(1) 現行のまま新市に引き継ぐ事業

現在3市村において同一基準で行われている事業で、合併後も同一基準で行うべき事業で、現行制度のまま新市に引継ぐ事項です。

(2) 合併時に統合する事業

現在、3市村で行われている事業のうち内容に相違がある事業、あるいは、いずれかの市村で制度がないために調整が必要な事業について、新市発足の日からいずれかの市村の例にならう施行する事項です。

(3) 合併後に統合する事業

現在、3市村で行われている事業のうち内容に相違がある事業、あるいは、いずれかの市村で制度がないために調整が必要な事業について、新市発足の日から当分の間は、旧市村の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で統合する事項です。

(4) 合併時に再編する事業

現在、3市村で行われている事業のうち内容に相違がある事業、あるいは、いずれかの市村で制度がないために調整が必要な事業について、新市発足の日から新しい制度により施行する事項です。

(5) 合併後に再編する事業

現在、3市村で行われている事業のうち内容に相違がある事業、あるいは、いずれかの市村で制度がないために調整が必要な事業について、新市発足の日から施行するよりも、新市において状況を見ながらできるだけ速やかに再編したほうが適当な事項です。

(6) 合併時に廃止する事業

現在、3市村で行われている事業のうち内容に相違がある事業、あるいは、いずれかの市村で制度がないために調整が必要な事業について、新市発足の日までに廃止する事項です。

(7) 合併後に廃止する事業

現在、3市村で行われている事業のうち内容に相違がある事業、あるいは、いずれかの市村で制度がないために調整が必要な事業について、新市発足の日から当分の間は、旧市村の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で廃止する事項です。

4. 現在行われている事務事業数

平成16年2月1日調査時点で白河市、表郷村、大信村において行われている事務事業の数は次のとおりとなります。

(1) 3市において行われている事務事業	1,094	事業
(2) 白河市と表郷村で行われている事務事業	43	事業
(3) 白河市と大信村で行われている事務事業	74	事業
(4) 表郷村と大信村で行われている事務事業	0	事業
(5) 白河市だけで行われている事務事業	163	事業
(6) 表郷村だけで行われている事務事業	5	事業
(7) 大信村だけで行われている事務事業	1	事業
合計	1,380	事業

協議第 5 号

新市将来構想策定方針（案）について

1．新市将来構想の考え方

新市将来構想は、白河市、表郷村、大信村の3市村が合併をした場合にどのようなまちづくりを目標として進めていくのか、また住民の生活や行財政にどのような影響が出るのかなど新市の将来ビジョンを示すものです。

また、この構想を広く住民に提示することによって、3市村の合併の是非を判断するための資料としても活用しようとするものです。

2．新市将来構想に掲載する主な事項

新市将来構想は、3市村が合併をしたほうがよいのか、あるいは現在のままのほうがよいのかを判断できる資料でなければなりません。そのためには、3市村の歴史的なつながりや現在の交流状況、合併のメリット・デメリット、新市の将来像と施策の大綱などの内容を網羅することが必要となります。

- (1) 合併を検討する背景
- (2) 3市村の現況と課題
- (3) 合併の効果と懸念が予想される事項
- (4) 新市の将来像
- (5) 新市の施策の大綱

3．新市建設計画との関係

市町村建設計画は、合併特例法第5条の規定により法定協議会において作成する計画となりますが、その策定に当たっては、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならないとされています。また、市町村建設計画には、おおむね、合併市町村の建設の基本方針、合併市町村又は都道府県が実施する合併市町村建設のための根幹となるべき事業、公共的施設の統合整備に関すること及び財政計画を定めるものとされており、新市将来構想を基本としながら新市の将来像を実現するための具体的計画といえます。

4．住民への周知

新市将来構想の概要版を作成し、住民説明会に利用するほか3市村への全戸配布、協議会だより、ホームページなどにより広く住民への周知を図り、3市村の合併の是非を判断するための資料として活用します。

白河市・表郷村・大信村 新市将来構想目次（案）

はじめに

- (1) 背景と趣旨
- (2) 合併の理念

第1章 3市村の概況

- 1 3市村のプロフィール
 - (1) 位置・面積・地勢
 - (2) 3市村のプロフィール
 - (3) 3市村の沿革
- 2 人口・世帯の状況
 - (1) 人口の状況
 - (2) 世帯の状況
- 3 土地利用の状況
- 4 道路・交通条件
- 5 産業の状況
- 6 通勤・通学の状況（3市村の結びつきの状況）
- 7 公共施設等の状況
 - (1) 教育・文化・福祉施設等
 - (2) 生活環境施設等
- 8 行財政の状況

第2章 合併による新しいまちづくりの必要性と可能性

- 1 合併の必要性
 - (1) 背景
 - (2) 新しいまちづくりの必要性
- 2 合併の効果
 - (1) 広域的視点に立った効果的なまちづくりの促進
 - (2) 行政能力の強化と行政サービスの向上
 - (3) 財政基盤の強化（経費削減効果と国・県の財政支援効果）
- 3 合併により懸念される事項

第3章 新市の将来像

- 1 新市まちづくりの基本方向
 - (1) 新市として新しいまちづくりに取り組む条件の検討
 - (2) 新市として目指すべきまちづくりの基本方向
- 2 新市の将来像
 - (1) 新市まちづくりの目指すところ
 - (2) 新市の将来像
- 3 まちづくりの基本目標と施策体系
 - (1) 新しいまちづくりの基本目標

- (2) 新しいまちづくりの施策の体系
- 4 新市で取り組む重点施策
 - (1) 合併したからこそ暮らしアッププラン
 - (2) 合併しても良いとこ継続プラン
- 5 土地利用の基本方向
 - (1) 土地利用の基本方針
 - (2) 土地利用の方向
- 6 将来指標の見通し

第4章 新市の施策

- 1 便利・安全なまちづくり
 - (1) 市街地の整備と周辺地域の活性化対策の推進
 - (2) 道路・鉄道・バス等交通網の整備
 - (3) 情報通信基盤の整備
 - (4) 防災・消防・救急・生活安全対策の充実
- 2 快適環境のまちづくり
 - (1) 環境保全活動の推進と景観形成
 - (2) 公園・緑地・水辺の整備
 - (3) 上下水道の整備
 - (4) 環境衛生とリサイクル対策の充実
- 3 健康・福祉のまちづくり
 - (1) 地域福祉の推進と保健・医療体制の充実
 - (2) 高齢者福祉の推進
 - (3) 児童福祉・子育て支援対策の推進
 - (4) 障害者福祉の推進
- 4 生涯学習・スポーツのまちづくり
 - (1) 生涯学習・スポーツ活動の充実
 - (2) 学校教育の充実
 - (3) 地域文化の継承と文化芸術活動の推進
 - (4) 国際交流・地域間交流活動の推進
- 5 活力ある産業のまちづくり
 - (1) 農林業の振興
 - (2) 商工業の振興
 - (3) 観光の振興
 - (4) 雇用対策の充実
- 6 参画と協働のまちづくり
 - (1) コミュニティ活動・NPO活動の推進
 - (2) 男女共同参画社会の確立
 - (3) 行財政運営の効率化と情報公開の推進

(注) アミカケした項目は、概要版に要約して掲載すべきと思われる項目

協議第 6 号

住民意識調査の実施について

白河市、表郷村、大信村の住民を対象として、市町村合併に対する住民意識を把握するとともに、今後の新市建設計画の策定に向けた検討資料を得ることを目的として、「合併に関する住民意識調査実施要領」に基づき、アンケート調査を行います。

合併に関する住民意識調査実施要領（案）

（１）調査の目的

本調査は、白河市・表郷村・大信村３市村住民の日常生活行動、市町村合併への関心や将来像についての意向等を把握し、新市建設計画策定に向けた検討資料を得るとともに、市町村合併に対する住民の関心を高めることを目的に実施します。

（２）調査の主体 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会

（３）調査の方法

項目	内容
調査地域	白河市・表郷村・大信村
調査の対象	18歳以上の男女
標本数	6,000人（人口総数の約1割）
抽出母体	住民基本台帳（平成16年3月1日現在）
調査時期	平成16年4月
抽出法	無作為抽出
配付・回収方法	郵送

（４）配付票数の算定

市村名	人口 (平成12年国勢調査)	人口構成比	配付数の内訳		
			人口割 (70%)	均等割 (30%)	計
白河市	47,685人	79.43%	3,336票	600票	3,936票
表郷村	7,464人	12.43%	522票	600票	1,122票
大信村	4,886人	8.14%	342票	600票	942票
計	60,035人	100.00%	4,200票	1,800票	6,000票

（５）調査の項目

地域の具体的課題をふまえ実態に即した設問の設定を行います。

主な項目は以下のとおりとし、回収率をあげるため10～15問程度の設問とします。

- 1 地域の現状
- 2 合併への関心、必要性
- 3 合併後の都市(地域)イメージ
- 4 分野別に期待される合併効果
- 5 合併した場合の心配
- 6 望ましい重点施策(事業)
- 7 回答者の属性
年齢・性別・居住地・職業・居住歴・就業地など

(6) 集計分析方法

単純集計分析、市村別集計分析、その他必要に応じてクロス集計を行います。

(7) スケジュール

本調査は下表のスケジュールで実施します。

作業項目	平成16年	
	4月	5月
調査票の配付・回収 (10日～2週間を想定)	■	
アンケートの集計 (3週間を想定)		■
集計結果表		
報告書案の作成		■
報告書案		
報告書案の検討・修正		■
最終報告書		

は提出物

協議第7号

第3回協議会開催日程について

開催時期	開催場所
平成16年3月30日(火) 午後1時30分	大信村農村環境改善センター